

婚活イベントの開催を支援します

天童市では、結婚を希望する独身者の出会いの機会を提供するイベント等を開催する団体に、事業費の一部を補助します。（予算の範囲内で先着順の交付になります。）

（１）対象になる団体

次のいずれかに該当する団体とする。

- ①地域の活性化や地域振興に係る活動を実践している任意の団体
- ②産業振興や地域振興を目的に設立された公益団体
- ③結婚活動を促進するために組織された団体または実行委員会
- ④事業を効果的に実施することができると市長が認める団体

※宗教・政治・選挙活動を目的とする団体または公益を害するおそれのある団体は対象となりません。

補助のポイント



出会いの機会をつくるイベントを応援します！



事業費の一部を補助します！

（２）補助の対象になる事業

次の①から④を満たす事業が対象になります。

- ①20歳以上おおむね45歳以下の独身者の出会いの場を提供するイベント、結婚を推進するための講習会等。
- ②参加者が10人以上であること。
- ③イベント等の場合は、参加者が男女同数となることを目標に募集すること。
- ④市内の施設等において開催され、広く一般に参加を募集すること。

※特定の構成員を対象とした福利厚生を行う場合や、主たる目的が営利事業である場合は対象になりません。



（３）補助金の額・補助対象経費

10万円を上限として、以下の補助対象経費の合計額を支給します。

経費区分

・報償費	外部講師等への謝礼	※謝礼額について事前に御相談ください。
・消耗品購入費	事業の実施に必要な物品（景品及び記念品を除く。）の購入費	
・印刷製本費	チラシ、ポスター及び資料の印刷費	
・通信運搬費	郵便料及び運搬料	
・広告費	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の広告に要する経費	
・手数料	振込手数料	
・保険料	損害保険料等	
・使用料及び賃借料	会場等使用料、物品使用料、自動車借上料	

※飲食代等は対象になりません。他の補助金等の交付の対象となる経費を除きます。

(4) 申込方法

事業実施の2か月前までに、申請書等を天童市市長公室まちづくり推進係に提出してください。



(5) 手続きの流れ

申請者

①申請

申請書等を事業実施の2か月前までに、天童市市長公室まちづくり推進係に提出してください。

- ◇提出書類（正副2部）◇
- 1 申請書
 - 2 事業計画書（様式1号）
 - 3 収支予算書（様式2号）
 - 4 応募団体概要書
 - 5 その他（企画案、開催募集チラシ案など）

②事業実施

決定通知後に事業を実施します。事業に要した経費の領収書や事業の実施写真は、必ず保管してください。

※提出した計画に変更・中止等がある場合は、市にお問い合わせください。

③実績報告書および補助金請求書の提出

事業完了後20日以内または令和9年4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

- ◇提出書類（正副2部）◇
- 1 実績報告書
 - 2 事業報告書（様式1号）
 - 3 収支精算書（様式2号）
 - 4 事業に要した費用の領収書の写し
 - 5 事業実施時の記録写真
 - 6 参加者名簿
 - 7 補助金請求書
 - 8 その他（開催次第、会場図、開催募集チラシなど）

④補助金の受領

関係書類の保管（5年間）

天童市

交付申請書の審査

補助金交付決定を
通知

実績報告書
および
申請書の審査

補助金額確定
補助金の交付



お問い合わせ
申請先

天童市役所
総務部市長公室まちづくり推進係
TEL 654-1111内線327
FAX 653-0704
Eメール machi@city.tendo.yamagata.jp



詳細については市ホームページをご覧ください。 ▲市ホームページ